

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	72,275	69,756	68,130	65,696	53,769
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 33,072	▲ 31,017	▲ 28,935	▲ 27,442	▲ 26,094
合 計 (1)		39,203	38,739	39,195	38,254	27,675
標準財政規模		1,463,637	1,433,561	1,412,096	1,403,157	1,422,211
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.67%)	(2.70%)	(2.77%)	(2.72%)	(1.94%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	0	0	17,633	24,722	21,990
	後期高齢者特別会計	268	82	125	257	24
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道特別会計	3,216	3,332	3,703	3,742	4,124
合 計 (2)		42,687	42,153	60,656	66,975	53,813
標準財政規模		1,463,637	1,433,561	1,412,096	1,403,157	1,422,211
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(2.91%)	(2.94%)	(4.29%)	(4.77%)	(3.78%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	253,510	178,642	190,003	198,540	220,052
		給食センター特別会計	2,040	1,966	2,053	2,053	2,170
		地方独立行政法人芦屋中央病院買付金特別会計	0	0	0	0	0
	合 計 (1)		255,550	180,608	192,056	200,593	222,222
標準財政規模		3,723,178	3,660,084	3,673,989	3,694,040	3,832,302	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(6.86%)	(4.93%)	(5.22%)	(5.43%)	(5.79%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		74,434	83,860	93,281	63,777	27,593
	後期高齢者医療特別会計		6,752	5,679	6,628	7,492	7,916

会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業会計	418,670	479,027	512,325	566,508	610,618
		モーターボート競走事業会計	5,261,050	7,164,106	9,920,966	12,747,787	16,626,154
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	国民宿舎特別会計	2,174	5,342	267	301	2,266
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			6,018,630	7,918,622	10,725,523	13,586,458	17,496,769
標準財政規模			3,723,178	3,660,084	3,673,989	3,694,040	3,832,302
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(161.65%)	(216.35%)	(291.93%)	(367.79%)	(456.56%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	551,589	607,433	324,356	253,335	359,116
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	44,136	53,949	68,670	36,648	39,809
	学校給食センター事業特別会計	152	121	122	254	61
合 計 (1)		595,877	661,503	393,148	290,237	398,986
標準財政規模		2,744,771	2,696,253	2,733,245	2,723,697	2,721,954
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(21.70%)	(24.53%)	(14.38%)	(10.65%)	(14.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 131,765	▲ 143,053	▲ 160,551	▲ 113,181	▲ 71,695
	後期高齢者医療事業特別会計	1,169	1,196	1,411	1,224	1,326
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	上水道事業特別会計	496,657	495,655	585,346	234,616	—
	町立緑ヶ丘病院事業特別会計	▲ 14,986	▲ 103,978	49,007	7,752	▲ 19,843
法非適用企業	宅地造成事業以外					
合 計 (2)		946,952	911,323	868,361	420,648	308,774
標準財政規模		2,744,771	2,696,253	2,733,245	2,723,697	2,721,954
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(34.50%)	(33.79%)	(31.77%)	(15.44%)	(11.34%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	482,297	444,052	331,257	413,667	318,506
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		482,297	444,052	331,257	413,667	318,506
標準財政規模		7,081,858	6,981,727	6,932,805	7,219,384	7,168,434
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.81%)	(6.36%)	(4.77%)	(5.72%)	(4.44%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	宇美町国民健康保険特別会計	▲ 128,268	▲ 11,721	▲ 8,412	▲ 21,082	116,372
	宇美町後期高齢者医療特別会計	13,454	17,168	23,792	19,507	20,459
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宇美町上水道事業会計	412,004	401,369	466,674	488,616	501,006
	宇美町流域関連公共下水道事業会計	—	69,279	48,182	0	0
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宇美町流域関連公共下水道事業特別会計	65,991	—	—	—	—
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		845,478	920,147	861,493	900,708	956,343
標準財政規模		7,081,858	6,981,727	6,932,805	7,219,384	7,168,434
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(11.93%)	(13.17%)	(12.42%)	(12.47%)	(13.34%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	186,520	151,424	163,365	223,602	254,659
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		186,520	151,424	163,365	223,602	254,659
標準財政規模		3,226,621	3,184,863	3,205,449	3,244,615	3,244,516
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(5.78%)	(4.75%)	(5.09%)	(6.89%)	(7.84%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	大木町国民健康保険特別会計	▲ 14,051	▲ 25,180	▲ 2,156	▲ 18,760	▲ 16,348
	大木町後期高齢者医療特別会計	5,580	5,739	5,767	6,364	7,196
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	大木町水道事業会計	802,362	853,696	897,217	925,948	971,051
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		980,411	985,679	1,064,193	1,137,154	1,216,558
標準財政規模		3,226,621	3,184,863	3,205,449	3,244,615	3,244,516
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(30.38%)	(30.94%)	(33.19%)	(35.04%)	(37.49%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	508,164	437,413	441,128	465,184	310,993
	し尿処理・じん芥処理・埋立処分施設建設事業特別会計	-	5	▲ 1,849	63,763	184,894
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		508,164	437,418	439,279	528,947	495,887
標準財政規模		2,352,372	2,294,611	2,331,258	2,374,302	2,400,480
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(21.60%)	(19.06%)	(18.84%)	(22.27%)	(20.65%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	▲ 125,753	▲ 62,095	▲ 27,336	6,758	44,948
	後期高齢者医療事業	2,288	3,370	1,213	515	358
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	70,211	77,421	149,711	151,043	202,565
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		454,910	456,114	562,867	687,263	743,758
標準財政規模		2,352,372	2,294,611	2,331,258	2,374,302	2,400,480
連結実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))		(19.33%)	(19.87%)	(24.14%)	(28.94%)	(30.98%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	424,208	277,367	340,364	275,696	298,982
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	2,824	3,067	3,338	6,056	5,921
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		427,032	280,434	343,702	281,752	304,903
標準財政規模		6,207,742	6,232,841	6,251,014	6,328,448	6,228,483
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.87%)	(4.49%)	(5.49%)	(4.45%)	(4.89%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 45,312	▲ 90,506	▲ 156,677	▲ 53,339	21,067
	後期高齢者医療特別会計	11,458	12,461	14,103	15,911	15,628
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	477,128	461,477	432,543	428,072	421,478
	下水道事業会計	407,045	378,973	276,052	238,119	333,530
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		1,277,351	1,042,839	909,723	910,515	1,096,606
標準財政規模		6,207,742	6,232,841	6,251,014	6,328,448	6,228,483
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(20.57%)	(16.73%)	(14.55%)	(14.38%)	(17.60%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	186,543	136,121	199,684	149,313	185,350
		遠賀町住宅新築資金等貸付事業会計	560	236	362	305	287
		遠賀霊園事業特別会計	2,617	9,554	7,075	5,049	7,571
		遠賀町給食事業特別会計	26	102	19	0	-
		地域下水道事業特別会計	4,883	3,671	1,861	694	0
		遠賀町土地取得会計	4	1,859	256	52	61
	合 計 (1)		194,633	151,543	209,257	155,413	193,269
	標準財政規模		4,100,338	4,074,572	4,100,473	4,134,478	4,174,290
実質赤字比率 (%)		-	-	-	-	-	
(黒字の比率 (%))		(4.74%)	(3.71%)	(5.10%)	(3.75%)	(4.62%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業特別会計	50,939	63,056	75,342	38,583	6,467
		後期高齢者医療特別会計	5,808	4,151	7,157	3,361	1,550

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業会計	-	-	-	-	27,151
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	農業集落排水事業特別会計	2,674	2,302	3,105	3,212	-
		公共下水道事業特別会計	11,491	9,326	11,936	33,483	-
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			265,545	230,378	306,797	234,052	228,437
標準財政規模			4,100,338	4,074,572	4,100,473	4,134,478	4,174,290
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(6.47%)	(5.65%)	(7.48%)	(5.66%)	(5.47%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	932,439	530,647	473,731	356,460	352,847
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	601	423	710	901	337
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		933,040	531,070	474,441	357,361	353,184
標準財政規模		8,416,685	8,534,584	8,566,967	8,721,150	8,683,717
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(11.08%)	(6.22%)	(5.53%)	(4.09%)	(4.06%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	47,366	10,268	14,074	▲ 70,571	▲ 1,335
	後期高齢者医療特別会計	27,072	27,820	26,945	28,084	27,881
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	54,371	68,470	80,063	115,823	125,176
	介護保険特別会計(介護サービス勘定)	1,507	1,583	634	1,114	270
合 計 (2)		2,770,690	2,394,614	2,580,252	2,591,166	2,736,022
標準財政規模		8,416,685	8,534,584	8,566,967	8,721,150	8,683,717
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(32.91%)	(28.05%)	(30.11%)	(29.71%)	(31.50%)

資金不足比率の算定範囲(会計別)		資金不足・剰余額				
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	1,157,176	1,160,427	1,348,568	1,397,975	1,372,769
	流域関連公共下水道事業会計	550,158	594,976	635,527	761,380	858,077
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		1,262,063	1,153,328	1,098,261	884,334	570,701
	一般会計等に属する特別会計	学校給食センター特別会計	▲ 4,070	▲ 3,361	▲ 2,653	▲ 2,166	▲ 1,766
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 561,389	▲ 553,950	▲ 544,812	▲ 535,697	▲ 529,603
	合 計（1）		696,604	596,017	550,796	346,471	39,332
標準財政規模		4,852,711	4,813,910	4,892,192	4,812,853	4,873,252	
実質赤字比率（％）		－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））		(14.35%)	(12.38%)	(11.25%)	(7.19%)	(0.80%)	
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業勘定特別会計		▲ 608,854	▲ 565,570	▲ 540,086	▲ 524,956	64,408
	後期高齢者医療特別会計		3,006	3,151	3,046	3,741	3,424
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	59,681	59,072	57,227	186,576	－
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合 計（2）			150,437	92,670	70,983	11,832	107,164
標準財政規模			4,852,711	4,813,910	4,892,192	4,812,853	4,873,252
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(3.10%)	(1.92%)	(1.45%)	(0.24%)	(2.19%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	397,488	388,887	307,679	322,368	356,070
	住宅改修資金貸付事業特別会計	6,869	0	0	0	0
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		404,357	388,887	307,679	322,368	356,070
標準財政規模		3,229,030	3,168,222	3,144,409	3,100,489	3,099,158
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(12.52%)	(12.27%)	(9.78%)	(10.39%)	(11.48%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 36,099	3,166	533	21,188	36,198
	後期高齢者医療特別会計	4,573	0	4,358	3,508	3,959
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	406,985	413,521	413,125	383,242	357,386
	工業用水道事業会計	39,674	35,015	30,301	25,414	20,645
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	生活排水処理事業特別会計	0	0	0	0	0
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		819,490	840,589	755,996	755,720	774,258
標準財政規模		3,229,030	3,168,222	3,144,409	3,100,489	3,099,158
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(25.37%)	(26.53%)	(24.04%)	(24.37%)	(24.98%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	605,258	856,425	994,253	736,409	662,313
		土地区画整理事業特別会計	0	0	0	0	0
		住宅新築資金等特別会計	1,110	5,420	3,185	4,087	2,341
		京都郡公平委員会特別会計	202	249	226	212	231
合 計 (1)			606,570	862,094	997,664	740,708	664,885
標準財政規模			8,432,756	8,422,693	8,917,362	9,390,398	9,338,425
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(7.19%)	(10.23%)	(11.18%)	(7.88%)	(7.11%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	0	▲ 237,690	▲ 289,563	▲ 320,951	▲ 187,432
		後期高齢者医療特別会計	7,438	10,407	4,734	7,686	3,916
		介護保険特別会計	90,171	100,442	105,656	39,484	32,183

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	1,151,370	1,149,477	1,181,230	1,217,775	1,247,336
		下水道事業会計	239,260	216,886	228,498	203,319	202,987
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業	苅田臨空産業団地開発事業特別会計	233,422	232,587	274,690	307,351	315,798

合 計 (2)			2,328,231	2,334,203	2,502,909	2,195,372	2,279,673
標準財政規模			8,432,756	8,422,693	8,917,362	9,390,398	9,338,425
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(27.60%)	(27.71%)	(28.06%)	(23.37%)	(24.41%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	91,101	94,151	96,205	59,333	46,901
		住宅新築資金等特別会計	0	0	0	0	0
		鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計	5	6	4	0	0
		鞍手町谷山池バイブライン水利施設維持管理運営費特別会計	3	4	5	0	0
		鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計	0	-	-	-	-
		地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (1)			91,109	94,161	96,214	59,333	46,901
標準財政規模			4,487,823	4,436,600	4,482,600	4,650,478	4,605,074
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(2.03%)	(2.12%)	(2.14%)	(1.27%)	(1.01%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計		▲ 103,272	▲ 112,398	74,276	84,488	54,267
	後期高齢者医療特別会計		1,002	1,428	1,585	1,490	1,809

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	鞍手町水道事業会計	469,874	470,410	440,991	411,506	417,483
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計	94	97	93	397	37
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			458,807	453,698	613,159	557,214	520,497
標準財政規模			4,487,823	4,436,600	4,482,600	4,650,478	4,605,074
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-
(黒字の比率 (%))			(10.22%)	(10.22%)	(13.67%)	(11.98%)	(11.30%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		181,564	163,381	185,952	201,605	210,428
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	432	1,721	699	492	703
		土地取得特別会計	0	0	0	0	0
合 計（1）			181,996	165,102	186,651	202,097	211,131
標準財政規模			3,366,895	3,258,992	3,281,421	3,273,617	3,229,836
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(5.40%)	(5.06%)	(5.68%)	(6.17%)	(6.53%)
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		▲ 95,610	▲ 73,765	▲ 7,951	34,467	43,809
	後期高齢者医療特別会計		1,738	1,718	1,831	1,832	1,887
資金不足・剰余額			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	370,249	408,420	454,657	493,004	532,947
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
合 計（2）			458,373	501,475	635,188	731,400	789,774
標準財政規模			3,366,895	3,258,992	3,281,421	3,273,617	3,229,836
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(13.61%)	(15.38%)	(19.35%)	(22.34%)	(24.45%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等	一般会計		254,345	243,678	105,929	284,952	338,627	
	一般会計等に属する特別会計	奨学資金特別会計	3,437	2,167	2,610	795	733	
		住宅新築資金等特別会計	488	209	424	595	847	
合 計（1）			258,270	246,054	108,963	286,342	340,207	
標準財政規模			3,382,229	3,234,316	3,188,495	3,111,739	3,011,208	
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））			(7.63%)	(7.60%)	(3.41%)	(9.20%)	(11.29%)	

会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		82,635	103,000	78,223	12,994	31,050
	後期高齢者医療特別会計		3,884	3,764	5,178	4,700	3,615

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外						
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	692	698	749	1,428	444
		簡易水道事業特別会計	870	1,191	1,036	1,217	1,473
	宅地造成事業	工業等用地造成事業特別会計	－	－	－	110	4,708

合 計（2）			346,351	354,707	194,149	306,791	381,497
標準財政規模			3,382,229	3,234,316	3,188,495	3,111,739	3,011,208
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(10.24%)	(10.96%)	(6.08%)	(9.85%)	(12.66%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	185,069	265,140	118,244	156,071	62,814
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		185,069	265,140	118,244	156,071	62,814
標準財政規模		2,754,861	2,724,422	2,692,127	2,693,393	2,670,100
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.71%)	(9.73%)	(4.39%)	(5.79%)	(2.35%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	小竹町国民健康保険特別会計	▲ 5,523	13,738	43,447	32,175	23,945
	小竹町後期高齢者医療特別会計	477	229	292	275	658
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	小竹町立病院事業特別会計	▲ 105,247	▲ 148,173	▲ 162,210	▲ 148,212	▲ 79,875
	小竹町水道事業特別会計	123,659	135,098	135,248	120,657	107,651
法非適用企業	小竹町農業集落排水事業特別会計	0	0	0	0	40
	小竹町公共下水道事業特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (2)		198,435	266,032	135,021	160,966	115,233
標準財政規模		2,754,861	2,724,422	2,692,127	2,693,393	2,670,100
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.20%)	(9.76%)	(5.01%)	(5.97%)	(4.31%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	382,336	230,514	123,124	50,777	541,657
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		382,336	230,514	123,124	50,777	541,657
標準財政規模		6,332,417	6,133,520	5,931,075	6,013,675	6,012,189
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(6.03%)	(3.75%)	(2.07%)	(0.84%)	(9.00%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	▲ 149,612	▲ 124,569	▲ 141,116	▲ 120,211	▲ 84,483
	後期高齢者医療特別会計	5,786	2,400	3,845	13,407	2,148
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	579,161	527,971	546,189	523,300	580,385
	流域関連公共下水道事業会計	135,028	116,062	136,202	179,993	181,094
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	宅地造成事業以外					
	篠栗北地区産業団地整備事業特別会計	—	0	0	0	▲ 136,021
	宅地造成事業					
合 計 (2)		952,699	752,378	668,244	647,266	1,084,780
標準財政規模		6,332,417	6,133,520	5,931,075	6,013,675	6,012,189
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(15.04%)	(12.26%)	(11.26%)	(10.76%)	(18.04%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの（法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額）
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業（地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類）

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	565,525	434,261	493,951	509,434	327,657
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	13,076	12,640	12,543	12,423	12,447
		公共施設公益施設整備拡充基金特別会計	0	0	0	0	0
合 計 (1)			578,601	446,901	506,494	521,857	340,104
標準財政規模			8,275,277	8,384,002	8,509,936	8,598,807	8,596,701
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(6.99%)	(5.33%)	(5.95%)	(6.06%)	(3.95%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	▲ 37,335	▲ 96,193	▲ 76,910	▲ 48,782	41,900
		後期高齢者医療特別会計	23,315	23,966	25,074	26,860	26,849

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	1,950,561	1,872,364	1,868,052	1,901,849	1,905,461
		流域関連公共下水道事業会計	543,973	610,867	655,027	721,353	790,151
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			3,059,115	2,857,905	2,977,737	3,123,137	3,104,465
標準財政規模			8,275,277	8,384,002	8,509,936	8,598,807	8,596,701
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(36.96%)	(34.08%)	(34.99%)	(36.32%)	(36.11%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等	一般会計		285,432	334,756	346,659	382,119	290,459	
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8	6	110	30	20	
		相島診療所事業特別会計	1,970	2,475	1,459	1,458	2,322	
合 計（1）			287,410	337,237	348,228	383,607	292,801	
標準財政規模			6,014,412	6,153,193	6,218,156	6,340,417	6,365,347	
実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））			(4.77%)	(5.48%)	(5.60%)	(6.05%)	(4.59%)	

会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		28,501	14,128	8,323	11,290	11,235
	後期高齢者医療特別会計		1,297	2,655	3,114	2,648	2,523

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業会計	1,013,608	1,002,314	986,758	1,041,279	1,055,894
		公共下水道事業会計	－	－	－	135,878	163,406
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	簡易水道事業特別会計	677	680	482	1,504	1,075
		渡船事業特別会計	16,878	2,218	22,280	18,261	12,357
		公共下水道事業特別会計	108,508	65,122	150,699	－	－
		相島漁業集落環境整備事業特別会計	582	634	711	738	722
	宅地造成事業						

合 計（2）			1,457,461	1,424,988	1,520,595	1,595,205	1,540,013
標準財政規模			6,014,412	6,153,193	6,218,156	6,340,417	6,365,347
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(24.23%)	(23.15%)	(24.45%)	(25.15%)	(24.19%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	229,310	259,298	339,664	371,801	409,019
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		229,310	259,298	339,664	371,801	409,019
標準財政規模		5,471,405	5,508,646	5,535,790	5,552,664	5,593,250
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.19%)	(4.70%)	(6.13%)	(6.69%)	(7.31%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	6,411	4,655	5,417	6,116	66,033
	後期高齢者医療特別会計	13,231	14,418	15,839	16,247	18,001
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	317,351	354,831	427,802	433,966	486,649
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	6,661	6,875	12,632	8,844	6,753
	農業集落排水事業特別会計	3,891	3,418	2,980	3,350	3,895
	宅地造成事業					
合 計 (2)		576,855	643,495	804,334	840,324	990,350
標準財政規模		5,471,405	5,508,646	5,535,790	5,552,664	5,593,250
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.54%)	(11.68%)	(14.52%)	(15.13%)	(17.70%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	107,142	141,644	29,272	142,515	315,434
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	115	251	183	178	202
		バス事業特別会計	337	254	263	350	293
合 計 (1)			107,594	142,149	29,718	143,043	315,929
標準財政規模			3,875,490	3,739,254	3,613,821	3,547,746	3,485,702
実質赤字比率 (%)			－	－	－	－	－
(黒字の比率 (%))			(2.77%)	(3.80%)	(0.82%)	(4.03%)	(9.06%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険事業勘定特別会計	▲ 76,984	▲ 112,099	14,512	31,135	59,363
		後期高齢者医療事業特別会計	926	739	778	987	933

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	409,892	396,235	383,011	377,482	369,859
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			441,428	427,024	428,019	552,647	746,084
標準財政規模			3,875,490	3,739,254	3,613,821	3,547,746	3,485,702
連結実質赤字比率 (%)			－	－	－	－	－
(黒字の比率 (%))			(11.39%)	(11.42%)	(11.84%)	(15.57%)	(21.40%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一般会計		378,574	441,178	421,452	427,161	336,792
	一般会計 等に属す る特別会 計	土地取得会計	4,240	4,402	4,392	4,430	4,516
	合 計 (1)		382,814	445,580	425,844	431,591	341,308
標準財政規模		3,795,754	3,752,132	3,771,742	3,763,784	3,790,860	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(10.08%)	(11.87%)	(11.29%)	(11.46%)	(9.00%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		46,790	76,727	92,181	111,793	147,776
	後期高齢者医療保険特別会計		0	0	0	0	0

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外						
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	大刀洗町下水道事業特別会計	1	0	0	0	0
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			429,605	522,307	518,025	543,384	489,084
標準財政規模			3,795,754	3,752,132	3,771,742	3,763,784	3,790,860
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(11.31%)	(13.92%)	(13.73%)	(14.43%)	(12.90%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	1,899,718	1,484,090	1,457,036	1,161,570	808,106
		住宅新築資金等貸付事業特別会計	▲ 252,109	▲ 232,377	▲ 210,492	▲ 185,996	▲ 154,555
		奨学金貸付事業特別会計	1,296	201	1,179	1,707	2,235
		椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計	50	50	50	50	50
		霊園事業特別会計	112	53	252	255	135
合 計 (1)			1,649,067	1,252,017	1,248,025	977,586	655,971
標準財政規模			5,933,146	5,854,748	5,775,918	5,675,369	5,665,996
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(27.79%)	(21.38%)	(21.60%)	(17.22%)	(11.57%)

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	▲ 125,900	▲ 121,988	108,867	186,524	72,016
		後期高齢者医療特別会計	11,078	10,253	9,646	12,570	12,546

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	182,238	424,937	210,452	229,491	350,440
		下水道事業会計	—	253,519	327,461	450,152	553,934
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	簡易水道事業特別会計	44,523	—	—	—	—
		特定環境保全公共下水道事業特別会計	25,873	—	—	—	—
		農業集落排水事業特別会計	42,842	—	—	—	—
		公共下水道事業特別会計	23,014	—	—	—	—
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			1,852,735	1,818,738	1,904,451	1,856,323	1,644,907
標準財政規模			5,933,146	5,854,748	5,775,918	5,675,369	5,665,996
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(31.22%)	(31.06%)	(32.97%)	(32.70%)	(29.03%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲		実質収支額				
会計名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	250,619	223,958	224,960	243,434	253,617
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	8,015	13,378	14,430	15,483	14,686
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		258,634	237,336	239,390	258,917	268,303
標準財政規模		7,650,351	7,422,823	7,414,797	7,487,796	7,518,496
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(3.38%)	(3.19%)	(3.22%)	(3.45%)	(3.56%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計	▲ 248,412	▲ 102,524	▲ 19,018	10,754	169,560
	後期高齢者医療特別会計	8,339	4,834	2,674	2,506	1,416
資金不足・剰余額		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	341,633	381,922	430,346	325,633	396,487
	下水道事業会計	—	—	—	26,033	87,482
	農業集落排水事業特別会計	—	—	—	3,991	—
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	公共下水道事業特別会計	2,039	2,195	87,962	—	—
	農業集落排水事業特別会計	1,174	1,101	6,858	—	—
	宅地造成事業以外					
宅地造成事業	工業用地造成事業特別会計	2,074	3,397	5,011	2,892	1,703
合 計 (2)		365,481	528,261	753,223	630,726	924,951
標準財政規模		7,650,351	7,422,823	7,414,797	7,487,796	7,518,496
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(4.77%)	(7.11%)	(10.15%)	(8.42%)	(12.30%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	160,680	123,948	98,782	101,089	91,893
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		160,680	123,948	98,782	101,089	91,893
標準財政規模		1,578,881	1,472,682	1,367,833	1,382,643	1,398,839
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.17%)	(8.41%)	(7.22%)	(7.31%)	(6.56%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業	28	5,862	68	31	4,882
	後期高齢者医療	518	322	424	146	670
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
法非適用企業	簡易水道事業	12,282	2,176	0	97	▲ 22,372
	宅地造成事業以外					
	宅地造成事業					
合 計 (2)		173,508	132,308	99,274	101,363	75,073
標準財政規模		1,578,881	1,472,682	1,367,833	1,382,643	1,398,839
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(10.98%)	(8.98%)	(7.25%)	(7.33%)	(5.36%)

○用語解説

- ・ 一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・ 標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・ 実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・ 資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・ 公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

		実質収支額				
会 計 名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計	216,777	468,190	513,975	308,839	130,645
	一般会計等に属する特別会計					
合 計 (1)		216,777	468,190	513,975	308,839	130,645
標準財政規模		2,792,301	2,792,718	2,893,810	2,942,545	2,969,431
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(7.76%)	(16.76%)	(17.76%)	(10.49%)	(4.39%)
会計名(公営事業会計：除く公営企業)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計	47,518	32,904	4,637	10,312	28,294
	後期高齢者医療特別会計	5,525	5,017	5,708	5,231	5,657
会計名(公営企業会計)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	水道事業会計	357,859	388,057	443,063	487,425	515,343
	下水道事業会計	—	—	—	—	102,344
	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	下水道事業特別会計	8,434	6,859	14,138	48,124	—
法非適用企業	宅地造成事業以外					
法非適用企業	宅地造成事業					
法非適用企業	草場地区再開発事業特別会計	—	1,030	1,777	4,057	43,084
合 計 (2)		636,113	902,057	983,298	863,988	825,367
標準財政規模		2,792,301	2,792,718	2,893,810	2,942,545	2,969,431
連結実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))		(22.78%)	(32.30%)	(33.97%)	(29.36%)	(27.79%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一 般 会 計	598,420	370,879	344,487	188,672	94,130
		住宅新築資金等貸付特別会計	1,142	1,549	374	838	1,282
		広川防災ダム管理特別会計	1,620	1,254	2,161	2,466	2,953
	合 計 (1)		601,182	373,682	347,022	191,976	98,365
標準財政規模		4,468,070	4,501,494	4,507,142	4,554,555	4,514,169	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(13.45%)	(8.30%)	(7.69%)	(4.21%)	(2.17%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		▲ 160,225	▲ 132,976	▲ 100,683	69,823	51,487
	後期高齢者医療特別会計		6,646	6,438	15,368	16,338	7,905

			資金不足・剰余額				
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	757,335	825,056	862,869	903,339	966,671
		下水道事業会計	—	—	—	—	79,396
		宅 地 造 成 事 業					
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	下水道事業特別会計	33,362	44,862	53,291	100,606	—
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			1,238,300	1,117,062	1,177,867	1,282,082	1,203,824
標準財政規模			4,468,070	4,501,494	4,507,142	4,554,555	4,514,169
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(27.71%)	(24.81%)	(26.13%)	(28.14%)	(26.66%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額						
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一 般 会 計 等	一般会計		993,674	592,020	606,008	493,627	758,588		
	一般会計 等に属する特別会 計	住宅新築資金貸付事業特別会計	21,294	11,459	9,084	12,223	6,390		
		公共用地先行取得事業特別会計	-	0	0	0	0		
合 計 (1)			1,014,968	603,479	615,092	505,850	764,978		
標準財政規模			7,666,178	7,553,152	7,302,257	7,218,249	7,089,402		
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-		
(黒字の比率 (%))			(13.23%)	(7.98%)	(8.42%)	(7.00%)	(10.79%)		
会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計		▲ 369,551	▲ 141,511	▲ 120,632	40,549	▲ 6,853		
	後期高齢者医療特別会計		3,462	3,661	5,135	1,062	1,038		
	国民健康保険福智町立診療所特別会計		▲ 495,081	▲ 265,399	▲ 332,905	▲ 427,864	▲ 557,979		
			資金不足・剰余額						
会計名 (公営企業会計)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度		
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	402,968	401,451	190,891	267,700	-		
	宅 地 造 成 事 業								
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外								
	宅 地 造 成 事 業								
合 計 (2)			556,766	601,681	357,581	387,297	201,184		
標準財政規模			7,666,178	7,553,152	7,302,257	7,218,249	7,089,402		
連結実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-		
(黒字の比率 (%))			(7.26%)	(7.96%)	(4.89%)	(5.36%)	(2.83%)		

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等	一般会計		355,430	282,956	386,337	390,310	331,209
	一般会計等に属する特別会計	地域下水道事業特別会計	58	0	-	-	-
	合 計（1）		355,488	282,956	386,337	390,310	331,209
標準財政規模		5,782,181	5,758,676	5,754,469	5,724,361	5,742,638	
実質赤字比率（％）		－	－	－	－	－	
（黒字の比率（％））		(6.14%)	(4.91%)	(6.71%)	(6.81%)	(5.76%)	
会計名（公営事業会計：除く公営企業）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		26,316	37,972	39,104	31,329	77,254
	後期高齢者医療特別会計		3,293	5,746	9,173	9,278	12,204
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業会計	-	-	128,088	182,694	254,622
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	公共下水道事業特別会計	20,402	28,738	-	-	-
	宅地造成事業						
合 計（2）			405,499	355,412	562,702	613,611	675,289
標準財政規模			5,782,181	5,758,676	5,754,469	5,724,361	5,742,638
連結実質赤字比率（％）			－	－	－	－	－
（黒字の比率（％））			(7.01%)	(6.17%)	(9.77%)	(10.71%)	(11.75%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

実質赤字比率の算定範囲

			実質収支額					
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
一般会計等	一般会計		1,078,128	990,086	820,473	815,865	639,508	
	一般会計等に属する特別会計	住宅新築資金等事業特別会計	▲ 136,855	▲ 131,429	▲ 123,473	▲ 115,691	▲ 107,269	
		土地取得特別会計	764	764	764	764	764	
合 計 (1)			942,037	859,421	697,764	700,938	533,003	
標準財政規模			6,938,424	6,822,121	6,719,915	6,636,994	6,594,954	
実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))			(13.57%)	(12.59%)	(10.38%)	(10.56%)	(8.08%)	

連結実質赤字比率の算定範囲

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		28,296	42,437	63,055	1,854	62,732
	後期高齢者医療特別会計		4,326	3,241	4,259	3,503	3,951
	介護保険事業特別会計（保険事業勘定）		97,941	123,630	73,551	55,660	24,152
	介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）		2,410	2,254	0	▲ 2,542	0

資金不足比率の算定範囲（会計別）

			資金不足・剰余額				
会計名（公営企業会計）			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法適用企業	宅地造成事業以外	水道事業特別会計	544,009	547,667	555,537	548,541	561,381
		下水道事業特別会計	—	—	—	65,389	102,099
	宅地造成事業						
法非適用企業	宅地造成事業以外	農業集落排水事業特別会計	1,500	131	28,789	—	—
		公共下水道事業特別会計	1,268	97	32,585	—	—
	宅地造成事業						

合 計 (2)			1,621,787	1,578,878	1,455,540	1,373,343	1,287,318
標準財政規模			6,938,424	6,822,121	6,719,915	6,636,994	6,594,954
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(23.37%)	(23.14%)	(21.66%)	(20.69%)	(19.51%)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)

◎ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況と推移

- 実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、福祉、教育等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
- 連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率で、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

(単位：千円)

			実質収支額				
会 計 名			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等	一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	一般会計	250,987	222,015	210,257	268,270	312,509
		奨学金特別会計	2,608	3,071	5,116	5,251	6,294
	合 計 (1)		253,595	225,086	215,373	273,521	318,803
標準財政規模		2,072,419	2,062,463	2,051,031	2,066,018	2,095,493	
実質赤字比率 (%)		—	—	—	—	—	
(黒字の比率 (%))		(12.23%)	(10.91%)	(10.50%)	(13.23%)	(15.21%)	

会計名(公営事業会計：除く公営企業)			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
一 般 会 計 等 以 外 の 特 別 会 計 の う ち 公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計		国民健康保険特別会計	105,510	132,396	102,647	47,762	6,125
		後期高齢者医療特別会計	2,533	2,238	2,492	2,967	2,564

会計名 (公営企業会計)			資金不足・剰余額				
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	水道事業会計	134,706	140,656	148,305	154,376	161,561
		下水道事業会計	—	—	—	—	59,689
	宅 地 造 成 事 業						
法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	公共下水道事業特別会計	6,529	10,788	12,827	94,132	—
	宅 地 造 成 事 業						

合 計 (2)			502,873	511,164	481,644	572,758	548,742
標準財政規模			2,072,419	2,062,463	2,051,031	2,066,018	2,095,493
連結実質赤字比率 (%)			—	—	—	—	—
(黒字の比率 (%))			(24.26%)	(24.78%)	(23.48%)	(27.72%)	(26.18%)

実質赤字比率の算定範囲

連結実質赤字比率の算定範囲

資金不足比率の算定範囲(会計別)

○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源(地方税、普通交付税等)の規模を示すもの
- ・実質赤字額：当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額であり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額
- ・資金の不足額：公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもの(法適用企業の場合：基本的に流動負債の額から流動資産の額を控除した額、法非適用企業の場合：基本的に一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額)
- ・公営企業：地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法が適用される法適用企業とそれ以外の法非適用企業に分類)